

「薬局並びに医薬品販売業等の許可に関する指導指針」の  
一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 80 号）」を受け、「薬局並びに医薬品販売業等の許可に関する指導指針」の改正が必要になりました。

2 主な内容

- (1) 薬局等構造設備規則第 1 条第 1 項第 13 号イに規定する、「液量器」について、「液量器は少容量（50 cc未満）及び中～高容量（50 cc以上）のものを各 1 つ以上備えることが望ましい」とします。
- (2) その他、所要の改正を行います。